第9回 官業民営化等 WG 議事録(厚生労働省ヒアリング)

1 . 日時:平成16年9月28日(火)13:30~15:00

2. 場所:永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目: 船員保険保養所

政府管掌健康保険保養所

厚生年金基金センター

4. 出席: 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原委員、大橋専門委員、福井専門委員

厚生労働省

船員保険保養所

社会保険庁運営部企画課施設管理室 参事官 朝浦 幸男

(以下「朝浦参事官」という)

室長 三枝 寛

(以下「三枝施設管理室長」という)

政府管掌健康保険保養所

社会保険庁運営部企画課施設管理室 参事官 朝浦 幸男

(以下「朝浦参事官」という)

室長 三枝 寛

(以下「三枝施設管理室長」という)

厚生年金基金センター

社会保険庁運営部企画課施設管理室 参事官 朝浦 幸男

(以下「朝浦参事官」という)

室長 三枝 寛

(以下「三枝施設管理室長」という)

年金局企業年金国民年金基金課 課長 神田 裕二

(以下「神田企業年金国民年金基金課長」という)

年金局資金管理課 課長 泉 真

(以下「泉資金管理課長」という)

大橋専門委員 それでは、御説明いただきたいと思いますが、ちょっと時間が迫っておりますので、簡潔に7~8分ぐらいで御説明いただければと思います。

朝浦参事官 厚生労働省の朝浦と申します。船員保険の保養所の関係と、政管のおよその関係についての説明ですけれども、まず、船員保険の保養所につきまして御説明いたします。ペーパーに沿って簡単に御説明させていただきます。

船員保険の保養所は、船員保険法の第52条という規定に基づきまして実施しております。

船員の保険の制度は、疾病保険、業務上の年金保険、それから失業保険に加えまして、福祉事業がございます。この4本柱でございます。

福祉事業のうち、施設の事業につきましては、全額事業主負担で 1,000 分 6 というものを入れて実施しているものでございます。

船員の海上労働の特殊性を踏まえた、疲労回復、静養、家族との団らん等の提供を目的に実施してきておりまして、現在、23施設ございます。ピーク時は昭和 53年度に 70 か所ございましたけれども、被保険者数が少なくなっていくということもありまして、現在、その3分の1の23か所でございます。

ちなみに、53年度被保険者数は22万6,000人でございます。現在は、6万6,000人ということで、大体被保険者数の減少と同じぐらいの比率で施設数も減ってきているという状況でございます。

7.のところで書いてございますけれども、直近では平成14年12月に船員保険福祉施設問題懇談会という関係者の懇談会において、平成17年度までの当面の措置といたしまして、保養所等の整理合理化計画を策定いたしまして、それに沿って廃止・売却を進めているところでございます。

内容としましては、平成 13 年度の施設数が 27 か所ございましたので、それを平成 17 年度末に半減するということで進めてきております。

したがいまして、平成 12 年度に 2 施設、平成 15 年度に 2 施設廃止いたしましたので、あと 10 施設程度を平成 17 年度までに廃止する予定でございます。

18 年度以降も、恐らく被保険者数もどんどん少なくなってくるということが見込まれておりまして、その収支状況等を見ながら、更にこの懇談会の場で検討していただく必要があるというふうに考えております。

質疑応答のところでございますけれども、この施設の目的と利用者の想定は、どうかということですが、これは先ほど申し上げましたように、船員保険法の規定にございます福祉事業として実施をしているものでございまして、基本的には、船員保険の被保険者やその家族が利用する施設と位置づけております。ただ、利用者に支障のない範囲であれば、一般の施設利用も可能だということでございます。

ちなみに、被保険者と一般の割合は、全体からすると、被保険者が 23%、それから一般 の方が 77% という状況でございます。

次の問いでございますけれども、この施設の維持・管理に当たって、現在、どのような委託をされているかと。民間委託等の範囲を広げていく予定はあるかということでございますけれども、現在もそこに書いてございますように、財団法人の船員保険会というものに管理委託を行わせているところでございます。

その中で、消防等の保守業務、清掃業務等については、アウトソーシングをしていると いう状況でございます。

次の問いでございますけれども、アウトソーシングすることを制限している法令の有無、

ある場合はその具体的根拠ということでございますけれども、現在のところ、経営をアウトソーシングすることを制限している法令はないというふうに考えております。

したがいまして、これを必ず公益法人に経営委託しなければならないという制約はない と考えております。

次の問いでございますけれども、運営の収支でございます。別紙の方に、23 施設の収支 状況を掲げてございますけれども、15 年度の収支状況を見ますと、単年度収支で黒字施設 が 6、赤字施設が 17 といったような状況で、非常に厳しい財政運営を強いられているとい うのが現状でございます。

赤字が出た場合、どこで賄うのかということでございますけれども、これについては保 険料からの補助というものは現在行っておりません。

したがいまして、船員保険会の財政運営の中で対応するという形で対応してきていると ころでございます。

ただ、こういった収支上非常に厳しい状況の中で、先ほども申し上げました懇談会においては、整理合理化計画を策定しておりますので、そういった収支状況等を見ながら、今後廃止する 10 施設を選定していくということになろうかと思います。

その際には、やはり船員の方々にとっては非常に大事な施設でもございますので、代替 え施設の確保ですとか、あるいは当然のことながら、施設職員の雇用問題の対応というも のに配慮する必要があると考えております。

次の問いでございますけれども、委託先が船員保険会だけに、独占的に受託しているように見えるということでございますが、船員保険会につきましては、ここに書いてございますように、船員保険法で福祉施設というものが法定化される前から、こういった事業をしております。船員保険会は昭和16年11月に設置をされまして、船員保険に係る福祉事業を実施する施設として設置された公益団体でございますので、福祉事業につきましては、従来から船員保険会にお願いをしてきているという経緯でございまして、これまでそれ意外の法人に運営を委託するということについては、検討してきておりません。

簡単ですけれども、以上です。

大橋専門委員 何かございますか。

どうぞ。

原委員 非常に古い法律、片仮名で書いてあるんですね。大変古いというか、その仕組みでおやりになってきていて、それで船員保険会随意契約というところもずっと変わらずにおやりになっていらっしゃるというところが、ちょっと驚いたんですが、大変な赤字の状況が続いてきていて、今回、ここで取り上げるということにはなりましたけれども、何かこれまで手を打たれてきて、2施設ずつ廃止をして、今回 10 施設となっていますから、ある程度方針を出されていらっしゃるような感じもするんですが、いかがなんですか。

朝浦参事官 先ほど御説明しましたように、一番ピークは 70 施設ございまして、それから 23 施設まで 3 分の 2 減らしてきているというのが長期的な流れでございます。

直近の考え方の整理としましては、船員保険福祉施設問題懇談会というもので、これは事業主と、労働者側の被保険者を入れた関係者の集まりでございますけれども、そこで 17年度までの当面の期間については、施設を半減するということと、施設を重点化するということが併せて決まっておりまして、現在、その計画に沿って整理合理化を図っていると、そういった現状でございます。

原委員 そうすると、12~13施設にして、今のままの随意契約で船員保険会と契約をするというやり方はそのまま維持するという感じですか。

朝浦参事官 13年度末に27か所ございましたので、その半分ということで、13~14施 設というレベルまでスリム化したいと思っております。

現在、4施設既に取り決めの後に廃止をしましたので、あと 10施設程度、これから 2年間かけて廃止するというふうに考えております。

委託先は、現在、これまでずっと船員保険会の方でやってきておりました。一体的にやってきておりまして、それが 2 年間で 10 施設リストラするということでございますので、かなりいろんな残務処理ですとか、周辺の事務も入ってまいりますので、当面 17 年度は船員保険会に責任を持って処理も併せて運営を委託したいと考えております。

大橋専門委員 お話を聞いていて、この施設の目的というのは、やはり基本的には船員なり、その家族の福祉のために設置されているわけですけれども、実態を見ると、先ほど77%が一般ですか。

朝浦参事官 はい。

大橋専門委員 そうすると、船員保険法の 57 条の 2 に基づくこの施設の目的以外の目的 に使われているということ。それが 1 つ。

もう一つは、非常に赤字を抱えた施設が多いということ。こういう2つのことから、現在、進めてられている合理化計画、17年度までに十何施設にするんですか、そういう計画を前倒し、あるいは直ちに、来年度に全廃するということはなぜできないんでしょうか。

朝浦参事官 福祉施設事業そのものについて、事業主負担で全部やっているということ もありますけれども、これまで、やはり船員の方々に対して非常に大きな役割を果たして きておりましたし、現時点において、懇談会においてもとりまとめにございますように、 福祉施設の存続という要望が非常に強いわけです。

大橋専門委員 だれから要望があるんですか。

朝浦参事官 それは事業主及び被保険者です。船員の方々です。

したがって、事業そのものをやめると、必要性がなくなったと私どもは考えておりませんで。

大橋専門委員 船員の方が要望していても、実際の利用率を見ると、一般の利用率の方が 77%、だから船員は 2 割ぐらいしか利用していないと。

朝浦参事官 結果的に2割ということになりますけれども、やはり自分たちのつくった 施設で、保養なり休養、あるいは家族の団らんとして過ごしたいという要望はまだ残って いるわけでして。

福井専門委員 要望があったら納税者負担の下にものすごいお金を使っていい、という ことにはならないわけです。受益者からの要望なんてあるのが当たり前じゃないですか。 何でそれが公共的決定の判断の根拠になるんですか。

朝浦参事官 これは保険料ですね、事業主負担ですから、保険を構成している集団の中で、そういう事業を続けていこうということでの取り決めが。

福井専門委員 しかし、それであれば、福利厚生事業として何かほしいというのと、こういう形態での宿泊施設がほしいということは必ずしも一致しないわけで、例えば民間の施設を使ったときの利用費補助とかの方がはるかに安いかもしれないわけですね。なぜ、この形態でなければいけないのかという必然性が、多分当事者にも理解されていないのではないでしょうか。

鈴木主査 この赤字をざっと目の子で見たら、累積で 10 億以上ありますね。これはさっきおっしゃったが、保険金の支払い者である船会社が負担するということで最終的には決着を付けるということになりますね。そういうことでよろしいんですね。

朝浦参事官 船員保険会において、受託をして運用しておりますので、船員保険会の責任において運営していくということになります。

鈴木主査 それは保険料の支払い者は船会社に決まっておるわけですね。

朝浦参事官 船員保険会に保険料が入っているわけではございません。

鈴木主査 船員保険会というのは、これの運営者ではないのですか。

朝浦参事官 船員保険会は、福祉施設事業を行う委託先の団体でございます。

鈴木主査 それの運営費というのは、保険料として。

朝浦参事官 運営費は保険料ではなくて、利用料で基本的にも賄うということになっております。

保険料を投入しているのは、施設整備費をこれまで、イニシャル・コストを保険料の方で賄ってきたという経緯がございます。

鈴木主査 そうすると、船員保険会としては累積赤字 10 億をどうやって消すのですか、 財源は何にするのですか。

三枝施設管理室長 施設管理室長でございます。累積赤字は 3 億 2,000 万になってございます。15 年度末で。

鈴木主査 そうですか、15年度末をさっきから目の子で追いかけているのだけれども、10億ぐらい行きそうな感じがするけれども、そのぐらいで済みますか、足したものがないけれども、3億幾らですか。

朝浦参事官 3億2,000万です。

福井専門委員 それはだれがどういう形で補填するんですか。

三枝施設管理室長 施設の運営を受託しております、船員保険会が、受託を受けている 船員保険会本部の会計の中でやりくりしていると、補填しているということです。 鈴木主査 補填の仕方はどうなるのですか。

三枝施設管理室長 補填の仕方は、医療施設特別会計というのを設けておりまして、その中から補填していると。

実は、船員保険の保養所、福祉センターだけの受託ではございませんで、船員保険病院、健康管理センターというのも受託しておりまして、そちらの方が黒字でございまして、そちらの方と併せて一体的に運営していると。

福井専門委員 船員保険会には国費は入っているんですか。

三枝施設管理室長 国費は入っておりません。

福井専門委員 全部保険料ですか。

三枝施設管理室長 それは、まだ先があるんですが、医療施設特別会計から借り入れてきて運営していると。利息を付けてお返しすると。期限としては、3か月、6か月、1年という期限の貸付期限があるわけですが、そのいずれかの期限をもって借入をし、利息を付けて保養所特別会計の方からお返しすると、こういうシステムで、船員保険特別会計受託者である船員保険特別会計の中の全体のやりくりで行っているということでございます。

したがって、私ども大幅な赤字が出ている保養所を中心に整理合理化をどんどん進めていくということによって、できるだけ累積赤字というものを解消していくという、財政的にはそういう指導をしているところでございます。

鈴木主査 これをながめて見たら、3つか、最大限4つぐらいがもう少し生き延びるかもしれないけれども、そのほかはみんな死に体ですね。

三枝施設管理室長 基本的に収支の問題というのは非常に問われるわけでございますが、これまで福祉事業として実施してきているわけで、収益事業としてやっているわけではないため、被保険者の料金というのは非常に安く設定してございます。その関係で、どうしても黒字となるまではなかなか難しい。具体的には、料金を一泊 2,000 円、3,000 円、そういう形で設定している関係で収支は非常に苦しくなっているという状況でございます。

鈴木主査 それの意味ですね。さっきも 2,000 円が御婦人の方の研修のためにあったけれども、2,000 円、3,000 円でやって、しかも入らないと。

それで、一般の人と、そうではない船員とで料金に差は付けているのですか。

三枝施設管理室長 はい。あと施設によって料金が違いますし、船員保険の加入者と一般の方によってもまた異なります。

具体的に一番多いのは、船員保険本人ですと、一泊 2,400 円から 2,500 円という料金設定が多うございます。それに対して、一般の方は 4,000 円前後という設定にしてございます。

鈴木主査 約倍ですね。

三枝施設管理室長 1.5 倍ぐらいですね。

大橋専門委員 繰り返しになるけれども、この施設の船員保険法で定めている目的とい うのは、もう既になくなっているんじゃないですか。 そういう状況であるならば、私は速やかに、あるいは場合によっては、既に定められている計画を前倒しして、廃止をしていくという措置が必要だと思います。

申し上げておきたいのは、朝浦さんも船員保険の枠内でやっているから、国民の税金に 迷惑をかけないよと、だから余り文句を付けないでくださいという意味合いに取れるよう な御発言だったけれども、場合によっては船員保険というのが赤字になって、船員保険料 の引き上げだけで対応できなくなる場合には、一般会計からの投入というのが、回り回っ ていくかもしれない。そうすると、国民の税金が払われるわけだから、できる限り、特に 赤字が出ているわけですから、赤字なんで出るような福利施設というのは、本当は望まし くないと私は思うんです。

そういう意味みで廃止の前倒しをすべきですよ。

鈴木主査 それと、船員保険法に根拠をもって、船舶所有者は全額強制的に金を払わなければいけないという、その根拠がここのところにもあるわけなのですね。だから、もともと法律ができたときには福祉をするというのが一つの目的、それからそのためのお金を船舶所有者が強制的に保険料として支払わなければいけない。この2つが根拠としてできたと理解してよろしいですか。

さっき船員も喜んでいる、それから船会社も喜んでいるとおっしゃったけれども、これがまだ存続するのは船会社は喜んでいないでしょう。

三枝施設管理室長 いや、そういうことはございません。やはり事業主と使用者との間で福祉施設事業については、整理合理化を進めつつ、施設を重点化していく方向で計画的な運営をしていこうということが取り決められておりますので。

鈴木主査 わかりました。それで、施設の経営については、財団法人の性格ですけれど も、これはどういう構成になっているのですか。財団法人船員保険会は運営しておると。

三枝施設管理室長 船員保険会の具体的な役員の構成ですか。

大橋専門委員 船員保険会の主な出資者はだれなんですか。

三枝施設管理室長 一応、出資者は戻って調べたいと思いますが、役員構成は、船員関係ですが、船舶所有者の代表の方とか、学識経験者、それと、船員保険の被保険者代表という方が役員として構成している団体でございます。

鈴木主査 ここまで義務づける必要があるのかという感じがするという点と、それからこの運営をしている船員保険会というのは、どちらかと言うと、関係者による民間団体だと認めていいのかどうかという点ですね。

三枝施設管理室長 非常に色彩というか、色合いは濃いと思いますね。船員保険の保養 所一つ取ってみても行政の出身者はおりませんで、すべて船員関係の業界の方が管理者と して運営してくださっているという面がございます。

鈴木主査 では、最後にどこかに持っていくときに、一般会計に持って行く可能性も皆無ではない、法律を根拠として強制徴収して運営してきたと言うのだから。もう使命が終わったものは、早くやめると、それも加速してやめるということで、その官の運営という

のを民間に委託するというのだけれども、既に財団法人船員保険会というのが民間と言えるのであるならば、そこの効率化に励むという問題ですかね。

朝浦参事官 最後の赤字のツケを一般会計にもっていくんではないかというお話でございますけれども、現在の契約によれば、赤字につきましては、すべて財団法人船員保険会の方で処理するということになっておりますので、一般財源の方にツケを持っていくということはあり得ないと思います。

大橋専門委員 直接的ではないかもしれないが、私が回り回ってと言った意味は、間接的にそうなる可能性も全くは否定できないでしょう。今、鈴木主査がおっしゃったように。

鈴木主査 まかりならぬということです。

朝浦参事官 そういうことは、考えてないということです。

三枝施設管理室長 まず、一般会計にツケが回るということは、99.99 %あり得ないと 思います。

福井専門委員 ただ、これはすごい資産価値があるかもしれないわけで、それを売却してそれを会計に繰り入れたら、もっと本体の方の収支がよくなるわけです。とすれば、そういうことがこういう事業をやっているためにできないとしたら、やはり間接的には十分、危ないというリスクを高めているということになるんじゃないですか。

御参考までに、念のために残っている施設の資産価値の概要を後で教えていただければ と思います。

福井専門委員 ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、次をいいですか。

朝浦参事官 それでは、政管健保の宿泊施設の取り扱いについて御説明をいたします。 政府管掌健康保険は、小さな中小企業の医療保険を担っている政府が所管している保険で ございます。そこも法律に基づきまして福祉事業というものを行っております。

現在、41 の施設が保養所としてございまして、各都道府県の社会保険協会。それから、 中央にございますけれども、社会保険健康事業財団というものに委託をしております。

この取り扱いについては、7.で書いておりますけれども、政管健保は非常に厳しい財政状況でございまして、保険料財源を今後施設の整備費には投入しないという方針としておりまして、非常に施設運営も一層厳しくなるということが見込まれますので、閣議決定も背景にございますけれども、16年度中に整理合理化計画を策定して、廃止・売却ということで、5年を目途に廃止・売却の方向で対応していきたいと考えております。 ここに書いてございます、年金福祉施設につきましては、また次のパートで御説明することになろうかと思いますけれども、年金の福祉施設につきましては、前の通常国会でかなり年金制度についての見直しが言われましたけれども、年金の福祉施設についても保険料は投入しないと。投入しないだけではなくて、廃止・売却をして、それを年金資金に戻すということが与党合意で決められまして、それに向けて、17年度に、言わばそのための独立行政法人をつくって、そこで売りさばきを行っていくということを決めておりまして、そのス

キームに政管健保の健康保険保養所も乗っていくということになろうかと思います。ちなみに、政管の施設としては、保養所以外に、いわゆる病院がございます。社会保険病院と言っておりますけれども、現在、53病院ございますけれども、社会保険病院の取り扱いにつきましても、平成14年の12月に見直し方針を決めまして、平成18年度には整理合理化計画を策定して、現在の委託方式の変更等を行っていきたいと考えております。

1ページめくっていただきまして、スケジュール案が出ておりますけれども、これは年金福祉施設の整理合理化スケジュールと書いておりますけれども、これは政管健保の保養所の整理合理化スケジュールでもございます。下の病院以外の福祉施設のところを見ていただきますと、16年度に経営の見通し計画を出していただいて、16年度3月までに整理合理化計画を策定して、17年10月発足予定の独立行政法人に現物出資をした形にしていただいて、その財産を売却していくというスキームで考えております。

次のページが年金の福祉施設の見直しについて、与党合意、平成 16 年 3 月 10 日にございます。基本的な考え方としては、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないということ。それから、年金資金への損失を最小化するということで、適正価格で売却をするようにということでございます。

それから、委託先の公益法人もこれに伴って、事業がなくなりますので、整理合理化を していくというものでございます。

それから、次のページが整理合理化の進め方でございますけれども、病院については、10施設ございますけれども、厚生年金病院です。年金の話を今しておりますけれども、16年度中に経営状況を明確にして、17年度に整理合理化計画を策定すると。病院以外については、16年度中に整理合理化を策定するというものでございます。

17年度中に独立行政法人を設置して、5年を目途に整理合理化計画を進めるという方針を示されております。

次の質問でございますけれども、これは先ほどの船保の関係と大体似たような答えになってございます。利用者は、政管健保の被保険者、被扶養者を想定してございます。

それから、次の問いでございますけれども、民間委託ということで、現在、各県の社会 保険協会、社会保険健康事業財団に委託をしております。

施設経営のアウトソーシングとしては、ここに書いておりますような業務を民間業者に 委託をしているところでございます。

次のアウトソーシングを制限している法令の存在というものは、ございません。

次の質問でございますが、施設の運営収支でございます。これは、別紙で書いておりますような状況で、赤字施設、黒字施設が相半ばというような状況でございます。

いずれにしても、41 施設が保養所としてございますけれども、独立行政法人をつくって 5 年を目途に整理合理化をしていくと。廃止・売却をしていくという計画で進めたいと思 っています。

以上です。

大橋専門委員 ありがとうございました。何かございますか。

鈴木主査 何ページですかね、真ん中辺のところに施設の維持・運営に当たって、現在、どのような民間委託を行っているのかという質問に対して、都道府県の財団法人社会保険協会、社会保険健康事業財団に委託しているというけれども、この都道府県の社会保険協会だとか、事業財団というのは、さっきの船員保険会でしたか、そういうのと性格的には似ておると考えていいのか、ちょっとその前の三党合意の中では、何か天下りをやってはいかぬとか、いろいろ書いてありましたね。委託先法人については、高コスト構造になっていることや、何かの温床になっていることから、業務の見直しの必要性を、役員の報酬を見直せというふうに書いてあるが、この実態はどうなのでしょうか。

三枝施設管理室長 都道府県の社会保険協会は、船員保険会と非常に構成的にも似ていると思います。民間の方が役員の9割以上を占めておられまして、ほとんど行政の出身者もいないという状況では、各県にございます財団法人の社会保険協会は船員保険会と非常に似ていると。

ただ、社会保険の健康事業財団については、そういう意味では若干天下りの関係者が多いということで、ちょっと違うのかなと。

鈴木主査 どうしてそんなことが起こったんですか。

三枝施設管理室長 結局、社会保険健康事業財団というのは、歴史が非常に浅そうございまして、社会保険関係団体の中では、一番新しい団体でございます。当初に全国規模で、一次予防、あるいは検診事業を全国的に展開しなければいけないという中にあって、そういう組織を当初つくるときに、なかなかそういう経験者がいないと、あるいはそれにふさわしい受け皿がなかったということで、新規でつくり上げたと。そのときに、数多くの関係者が職を辞めてそこに従事したと。そういった経緯がございまして、徐々にプロパー化を図っているんですが、まだ育っていないということから、そんなような状況になっているということでございます。

鈴木主査 これは、都道府県は前者の社会保険協会を持っているか、あるいは社会保険 健康事業団を持っているか、どちらかだという意味ですか。

三枝施設管理室長 後ろのペーパーで、収支状況のところで御説明申し上げますと、社会保険健康事業財団に委託しているのは、(3)番の健康づくりセンター6か所のうちの2か所のみでございまして、そのほかはすべて都道府県の財団法人の社会保険協会。

朝浦参事官 名古屋と兵庫です。

鈴木主査 (3)は健康づくりセンターでしょう。

三枝施設管理室長 はい。この2か所だけ健康事業財団に委託していると。他は都道府県の社会保険協会への委託でございます。

鈴木主査 ここで、当該受託法人は、施設の維持・管理に当たり施設ごとに必要に応じて云々をすると書いてありますね。これの料金決定権みたいなものは、ここにゆだねているのですか。

三枝施設管理室長 それぞれ民法法人でございますので、その運営はその中で財政状況、 あるいは人的な状況によって、それぞれの法人が決定しているという状況でございます。

鈴木主査 それから、さっきの船の方も関係するけれども、会計全体というのは、何か 1 つの別会計と言うか、特別会計みたいなものになっているのですか。

例えば、収入だとか、あるいは財産、土地・建物というものは 1 つの会計の中に区分されているのですか。

三枝施設管理室長 受託団体においては、それぞれ特別会計をつくりまして、保養所であれば、保養所特別会計という特別会計をつくりまして、その中で経理の明確化を図っていると。

結局、一般会計の収入というか、事業が結構大きなものですから、国からの受託事業である保養所なりセンターについては、特別会計をもってそこの区分けを明確にしていただいていると。

鈴木主査 仮に、非常に累積赤字が大きくて、処分をする場合においても特別会計の帳 尻全体としては、例えば資産の売却益というものを入れて、そしてバランスが取れて赤字 なしという形だとか、あるいは黒字を出してという形で処理できるということですね。

つまり、累積欠損というのは、売却とかその他の方法によって、売れればの話ですが、 処理ができると、そういう意味ですね。

朝浦参事官 はい。

大橋専門委員 どうぞ。

原委員 今年の3月に出された与党年金制度改革協議会で、ある程度合意ということで方向性が出されているように見えるんですけれども、まだたくさんの施設があるというところで、それで合意のところの3番のところに、委託先の公益法人についての問題点というのが指摘されていて、高コスト構造になっているというような御指摘があるわけですけれども、この辺りについては報酬や退職金等の全面的見直しとか、その辺りが出ておりますけれども、運営主体のコスト構造の変革というところでは、ちょっとどういう状況に、これを受けた形で進められているのかどうかをお聞きしたいんですが。

三枝施設管理室長 例えば、全国社会保険協会連合会におきましては、年次計画をもって、定期昇給はもうしないとか、役員報酬の切り下げ、ボーナスの切り下げ、それと組織の見直しをして定員を削減ということで経営改善に非常に努めていると。

それとともに、本部ですから、各施設から拠出金と言いますか、言うなれば、本部運営経費を負担していただいているわけですが、これが3%から年次計画をもって0.5%まで3年間で落としていくと。結局、収入が入ってこないものですから、本部はそれだけのリストラ、あるいは報酬の効率化、合理化を図っていかなければいけないというような状況で、相当な効率化に努めているというところでございます。

同様に、年金の福祉施設の団体である、厚生年金事業振興団におきましても、大幅な報酬の切り込み、これを 16 年度から既に実施しております。

ということで、与党合意の規定方針に基づきまして、関係団体にも社会保険庁としても そういう指導をしているという状況でございます。

鈴木主査 ちょっと話は変わりますけれども、ここに書いてある厚生年金病院ですけれども、平成 16 年度中に各施設の経営状況を明確にして、地方公共団体や民間への売却を平成 17 年度中に進めると。これはどういうふうになっていますか。

朝浦参事官 スケジュール的には、こういうスケジュールになるんですけれども、具体的に個々の施設をどういうふうに売却処理していくのかということについては、現在のところは白紙状態であります。

鈴木主査 土地は行政財産でしたね。

朝浦参事官 土地・建物でも行政財産のところが多うございます。

鈴木主査 土地・財産の処分は、財務省との間ではどういう話になっていますか。

朝浦参事官 先ほど申し上ましたように、新しく独立行政法人をつくって、そこで売却事務を行うということになっておりまして、国有財産を独立行政法人に現物出資をしていただくという形で、現在、関係方面と折衝しております。

鈴木主査 清算法人に現物出資をして、それでどうするのですか。

朝浦参事官 売却するときには、出資しないものみなすということで、財産を落として いくということです。

鈴木主査 土地・建物をただで売るということですね。

朝浦参事官 ただ、売却益については、特別会計の方に納付するということになります。

大橋専門委員 この与党合意なり、整理合理化スケジュールが確実に実施されるという 担保の措置として、先ほど閣議決定されたとかおっしゃいましたが、閣議決定されたら何 ですか。

朝浦参事官 閣議決定をされましたのは、政管の調査票の1ページにございますけれど も、民間と競合する宿泊施設については、施設の廃止・売却を行うという決定が平成12 年度にございます。

先ほど申し上げました年金の福祉施設の与党合意というのは、あくまでも与党合意でございまして、その与党合意の趣旨を受けまして、私どもとしては、現在、来年度予算あるいは組織要求の中で処理方針についての法的なスキームを検討していきたいというふうに考えております。

大橋専門委員 16年度中に一応、整備計画といいますか、経営計画といいますか、つくるということになっているわけですね。

朝浦参事官 厚生年金病院につきましては 17 年度と、厚年年金病院以外のものについては 255 ございますけれども、それについては 16 年度中に策定すると。整理合理化計画を踏まえて、独立行政法人が更に具体的な処理方針を決めて、そこで計画的に売却をしていくと、こういったことになろうかと思います。

大橋専門委員 この紙に書いてあるように、16年度より運営委託費の交付が全廃される

という意味ですか。

朝浦参事官 これにつきましては、現在、平成 16 年度予算で、保養所関連の運営委託費が 5 億 600 万ございますけれども、これは予算計上されておりますけれども、執行停止をしているというふうに考えております。

大橋専門委員 そうすると、運営委託費を受けていた施設が収入と支出の差が出て赤字になったという場合には、誰が、どのような方法によって補填するんですか。

三枝施設管理室長 お答えします。16年度以降、運営費の委託費はもう投入しないと。これは年金の方で議論されました今後施設整備費に、あるいは委託費には保険料財源を投入しないということを踏まえた、施設運営になるわけでございますけれども、その結果、赤字が生じたと。それをだれがどのように負担するかということにつきましては、私どもと都道府県の社会保険協会なり、財団法人の健康事業財団との施設の委託契約におきまして、契約上、施設を廃止した場合に、そこで生じた赤字については受託団体において清算すると、その責任で処理すると。黒字が生じた場合は国庫に返納すると。こういう国にとって極めて有利な委託契約の内容になっておりまして、その契約に基づいて実行させていただくということにしております。

大橋専門委員 よろしいですか。長時間ありがとうございました。

(厚生労働省年金局関係者 入室)

大橋専門委員 どうもお待たせしました。では、御説明をしていただけますか。ただし、時間が相当切迫しておりまして、申し訳ありませんが、簡潔な説明ということで、7~8分ぐらいに収めてください。

神田企業年金国民年金基金課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、厚生年金基金センターについて御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、厚生年金基金というのは、厚生年金の一部の代行と上乗せ給付をしているということでありますが、ここで厚生年金センターの母体であります。厚生年金基金連合会というのは、途中で厚生年金基金が解散した場合ですとか、厚生年金基金をやっている事業所を途中で退職した方々の資産を受け取りまして、年金にいかに結び付けるかということをやっております。

それには法律上の根拠がありまして、加入員ですと、加入員であった方の福祉を増進するために必要な福祉を行うことができるということで、このセンターというものを設置しているということでございます。

従来 2 つございまして、昭和 53 年にできました新宿にございました「セブンシティ」という施設と、京都にございます「らんざん」という施設と 2 つございました。

厚生年金連合会につきましては、14年4月に確定給付企業年金というのができまして、 厚生年金基金も代行部分を返上しまして、上乗せだけの純粋な企業年金になることができ るということで、業務独占的な位置づけがなくなったということですとか、代行部分を除 く補助金は全部やめるということで、一応、民間法人化されているという状況でございま す。

事業についてでありますけれども、いただいておりますあれで、目的と利用者の想定ということでございますけれども、「6.事業の内容」のところに書いてございますけれども、厚生年金の加入者、受給者のために研修・保養等を目的として福祉施設を設置しているということになっております。

京都の「らんざん」につきましては、基本的に加入者、受給者、それから基金の研修ですとか、基金に加入している事業所の会議等に使われるということになっております。

それから、民間委託の状況ということでございますけれども、資料に書いてございます事業の民間委託事業につきましては、直営でやっておるわけでありますけれども、委託できる部分については、外注するということで、そこにございますような設備の危機管理、清掃、廃棄物もろもろの機器の保守管理ですとか、庭園の保守管理等については、民間委託をしているという状況でございます。

単年度の運営収支につきましては、次のページに 15 年度の状況というのが出てございます。そこで、見ていただきますと、 2 億 4,000 万程度の事業の収支ということになっております。

これにつきまして、単独の事業収支だけで賄えているのかどうかということでございますけれども、事業収入は 2 億 4,600 万ということでございまして、剰余金が 1,000 万出ておりますけれども、このほかに、 1 ページ目のところにすべて利用料収入で賄われているのかということでございますけれども、15 年度までは、公租公課、減価償却費、土地借料等で 8,000 万円程度のものを一般管理会計の方から当てていたということでございます。

ただ、この点につきましては、7.のところにございますように、15年7月に理事会、評議委員会におきまして、次のような見直し方針というのを既に決定しておりまして、完全独立採算性が達成できない場合には、施設を売却するという方針を既に決定しているところでございます。

これにしたがいまして、東京の「セブンシティ」につきましては、既に売却をいたして おります。

理由につきましては、まさに独立採算でやっていけないということで、売却をするということで決定したということでございます。

経緯、廃止後の処分の方法その他ということでございますけれども、これにつきましては、1ページ目のところに7.の「セブンシティ」のところに書いてございますけれども、15年度のうちに売却の方針というのは決めまして、不動産の鑑定、土地の測量等を行いまして、今年の7月に入札ということで売買契約を7月に締結し、9月には営業を終了して10月に引き渡しを行うということで、既に事務は進んでおります。

京都の方についてでありますけれども、これにつきましては、16年度から18年度までの3年間で運営状況を見て判断をするということですので、この間に独立採算にできなければ廃止するということを既に決定しております。

今年度から、一般管理会計の方から資金を充当しないということにしております。片方で民間の経営コンサルタントにも入っていただきまして、3年間のうちに収入をアップする、削れる経費は削るということで努力をしまして、この間に独立採算できなければ廃止するという方針でございます。

以上でございます。

朝浦参事官 年金福祉施設につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので、 説明を割愛させていただきます。

大橋専門委員 「らんざん」について、16年度から18年という3か年間という期間の間の状況を見てという、この3か年という期間を取った根拠、理由は何ですか。

神田課長 15年の7月に完全独立採算できなければ、施設を売却するという方針を決めておりますので、まさに15年度のときから検討が始まっておるわけですから、そういう意味で申しますと、16年度が初年度に当たりますので、今年度から経費節減ですとか、増収等の取り組みをして、それで改善が見られなければ廃止するということでございます。

今、申しましたような、経費節減ですとか、増収効果が1年ですぐに出るかということになりますと、それは一定の期間を要するということで、3年ということにしているということでございます。

大橋専門委員 「セブンシティ」が今月ですか、売却されるわけですけれども、そのと きに併せて「らんざん」についても決定するということがなぜできなかったんだろうね。

神田課長 詳しいあれは、あれでございますけれども、既に「セブンシティ」というのは、53年に建設されておりまして、そういう意味では建設から既に25年とか、かなり経っておりますので、そういう意味で言いますと、上物の価値というのも相当なくなっていると。

一方、「らんざん」というのは、平成3年に建設されたものでございまして、こちらの方は土地は賃借で行っておりますので、上物に投資しているということなんですけれども、まだ十年ちょっとということでございますので、そこは団体の方で意思決定する際に、そういう違いがあったのであろうと考えておりますけれども。

大橋専門委員 言葉は悪いけれども、何かえらく先送りしたなという感じはする。

神田課長 ただ、一般管理会計からは 16 年度からは基本的に入れないということでしていくわけでございますし、独立採算にできなければ売却するという方針を決めておりますので、そういう意味で言いますと、 1 枚めくっていただいたところに、勿論、公租効果とか、見てもらったというあれとして、安定化資金ということで手元に 1 億 8,000 万ほどありますので、それで従来のたまりが少しあって、その中で改善できる間に改善をするというものだと理解しております。

鈴木主査 厚生年金基金連合会ですけれども、これは特別の法律により設立された民間 法人とあるが、特別の法律というのは厚生年金保険法ですね。

神田課長 厚生年金保険法です。

鈴木主査 この性格は、さっきの政管健保の場合の社会保険協会、あるいは社会保険健康事業財団と同じような性格なのか、そこの理解はどういうふうにしたらよいのでしょうか。

神田課長 基本的にかなり違うんではないかと思うんですけれども、本来事業としては、年金通算事業というのがございまして、これは先ほどございましたように、本来、厚生年金というのは国が支給するものでございますけれども、厚生年金基金という一定の上乗せの企業年金をするときに、物価スライド部分と賃金の再評価部分を除きます部分を厚生年金の代わりに公的な年金を支給するということを厚生年金が行うわけですが、それが解散してしまうと。特に、最近解散する基金も増えているわけでありますけれども、そういうときに、代行部分と加算分をやってもらいますよと言われていた加入者の方々が年金化してもらえなくならないように、資産を引き継ぎまして年金化をするというのが本来の事業ということでございます。

そういうことではありますけれども、厚生年金基金の加入員の方々から会費もいただいておりますし、それから一部移管金の運用をしております運用収益というのがありますので、そういったものの中から、従来は福祉施設を一部しておったということでございます。

したがって、そもそも基本の部分において、国の資産ということにはなっていないわけ でございます。したがって、そこは根本的に違うと理解しています。

鈴木主査 だから、資産は国のものではない、連合会のものですね。そしてそれを運営 するのも連合会の話なのですね。

神田課長 だから、国の資産を委託するとか、そういう性格ではございません。本来、 自分のところにあるものです。

鈴木主査 さっきの社会保険協会と、社会保険健康事業財団との微妙な違いのことを少しおっしゃったけれども、設立の時期だとか、人数だとか、目的とか、現在の役員の出身 先というような違いがわかるようなデータをお出しいただけますか。

それと同時に、これは民間機関であるはずなのだけれども、厚生年金連合会についても 同様の資料をいただけませんか。

大橋専門委員 従事者 23 名というのは、これは「らんざん」のみですか。

神田課長 これは「らんざん」のみかな。

大橋専門委員 「セブンシティ」も入っているの。

神田課長 9月まで営業するということになっていますので、予算額も新宿のあれも、 9月までの営業分が入ったものです。

大橋専門委員 一番最後の「グリーンピア」の説明は、先ほど朝浦さんがやったものですか。

朝浦参事官 「グリーンピア」以外の説明は先ほど申し上げましたので、「グリーンピア」については、また。

泉資金管理課長 「グリーンピア」の説明を追加させていただきますが、8.の一番下

の のところに書いてございますが、ほかの施設と若干違いまして、年金福祉事業団という特殊法人が、財投から資金を借りて施設を 13 か所つくったものでございますが、これは既にそこに平成 16 年の法律とございますが、それよりさかのぼって、平成 13 年の閣議決定、特殊法人の整理合理化の閣議決定に基づきまして、17 年度末をもって廃止ということが既に決められております。

これに基づきまして、13 ありますけれども、地元の自治体などへの譲渡の御相談をどん どん進めております。

そこにありますように、既に3基地と1基地の一部は譲渡が終わっておりまして、残ったところにつきましても、地元、特に市町村などで検討をいただいておりまして、自治体でございますので、議会への御相談とか、予算計上とか、いろいろございますけれども、そういうところを、今、進めていただいているという状況でございます。

大橋専門委員 売却の方針として、公的施設の活用というのが、まず第一の売却先とい うふうに考えてよろしいんですか。

泉資金管理課長 ほかの施設と若干違うかもしれませんが、「グリーンピア」の場合は、昭和 47 年に構想が立てられましたが、そのときに非常に大規模な敷地にいろいろなものをつくるという構想がございましたので、1基地当たりの面積が 100 万坪、若干前後ございますけれども、ございます。相当大きいので、これをこうした施設として使わなくなるといった場合に、地元の市町村では、それだけまとまった土地なので、やはり公的なものとして活用したいという御意向が非常に強うございます。ですので、具体的に自治体でどのように使うかというところのいろいろな利用計画をおつくりいただきながら御活用いただくと。

ただ、ここにも書いてございますが、自治体でそれはお引き取りにならないという場合には、民間公募、入札という形で進めてまいろうということで、現に 13 のうち 1 か所は公募入札の手続が済んで、まだ契約に至っておらないんですが、そういう案件もございます。

大橋専門委員 公的施設への売却が優先するということ、そういう方針が、この「グリーンピア」の整理計画の進捗を阻害するというようなことはないということですか。

泉資金管理課長 勿論、まだ進行中ではございますが、おおむね各自治体で前向きに御検討をいただいておりますので、17年度いっぱいまでに何とか全部譲渡できるんではないかと、今のところそういうつもりで進めているところでございます。

大橋専門委員 この厳しい地方財政の中で、よく地方がお金を出せますね。

泉資金管理課長 いろいろとそこは工夫と言うか、一括払いでなくて分割払いでもOKとか、あるいは自治体によっては非常に田舎の方といいますか、過疎債とか、いろいろな措置を活用するなり、起債なり、いろんな形の手立てが取れないかと、そこは各自治体でも財源の手当をいろいろ御工夫なさっておられるというふうに承知しています。

鈴木主査 安くはないの。

泉資金管理課長 価格は、不動産鑑定の時価評価をした上で、公共目的にお使いいただ

くと。それから 10 年間公共目的にお使いいただくと。それから現にそこで働いている職員の方がいらっしゃいますので、雇用にも配慮いただくと、幾つかの条件を付して、それをOKと言っていただく場合には、時価の 5 割まで割引いてということで価格を設定して御相談しています。

鈴木主査 民間のケースは。

泉資金管理課長 民間のケースは、そういう割引きとかはなしで、鑑定評価をした価格を持ちつつ、公募入札で、勿論事前に資格とかいろいろチェックした上で札を入れていただいて、一番高いところに買っていただくというやり方です。

鈴木主査 そうすると、今の条件を全部市町村が飲めば、半値になるということですね。 泉資金管理課長 そうです。そういう考え方を 13 年の閣議決定の際にどうやって譲渡し ていこうかということで、特殊法人も含めて方針を決めて、そういった形で進めてきて、 今、幾つかはそういう形で譲渡が済み、残りもその考え方に基づいて進めているというこ とでございます。

大橋専門委員 いずれにしろ、平成 17 年度末には、すべての「グリーンピア」がだれか に売却されるということですね。

泉資金管理課長 それを目指して関係者は一生懸命やっているところでございます。 大橋専門委員 わかりました。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

鈴木主査 どうも御苦労様でした。